

総務常任委員会

令和元年9月18日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○伴 吉晴	小城 世督
嶋田 善行	井上 卓也	横田 敏文
坂口 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	大野 彰彦
同 課 長 補 佐	福田 善行	まちづくり政策課長	本庄 徳光
同 課 長 補 佐	柳井孝一朗	同 課 長 補 佐	福井 まり
財 政 課 長	福居 哲也	同 課 長 補 佐	上山 泰史
税 務 課 長	真弓 啓	同 課 長 補 佐	竹山 潔
会 計 管 理 者	黒崎 益範	監 査 委 員 書 記	角井 幸司
教委総務課長	安藤 晴康	同 課 長 補 佐	岡村 智生
同 課 長 補 佐	田中 弘二	生涯学習課長	栗本 公生
同 参 事	平田 政彦	同 課 長 補 佐	大塚 美季

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 横田委員、伴委員

委員長

皆さんおはようございます。

それでは、全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、横田委員、伴委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案（1）議案第41号 斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

おはようございます。

それでは、付託議案（1）議案第41号、斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、ご説明を申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例本文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしく願いをいたします。

それでは議案書末尾、斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（要旨）をご覧いただきたいと思います。

本条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年4月1日から新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、本町における会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項等について、定めるものであります。

1. 主な制定内容についてであります。はじめに(1)給与といたしまして、第2条関係についてであります。給与といたしまして、勤務時間が常勤の職員と同一のフルタイム会計年度任用職員には、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当を、勤務時間が常勤の職員未満となるパートタイム会計年度任用職員には、報酬及び期末手当を支給いたします。

次に(2)フルタイム会計年度任用職員の給料等といたしまして、第3条から第5条関係についてであります。フルタイム会計年度任用職員の給料は、常勤の職員の給料等について規定しております「斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例」に定める給料表における1級及び2級に定める号給に対応する給料月額と同額とし、その号給は町長が規則で定める基準に従い任命権者が決定するものとします。

次に(3)フルタイム会計年度任用職員の地域手当等といたしまして、第7条から第12条及び第15条関係についてであります。フルタイム会計年度任用職員に対する地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び特殊勤務手当の支給については、常勤の職員の例により支給します。次に(4)フルタイム会計年度任用職員の期末手当といたしまして、第14条関係についてであります。フルタイム会計年度任用職員に対する期末手当の支給については、任期の定めが6月未満の者を除き、常勤の職員の例により支給します。ただし、年間支給月数については2.35月といたします。次に(5)パートタイム会計年度任用職員の報酬といたしまして、第18条関係についてであります。パートタイム会計年度任用職員の報酬について、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員の勤務時間と同一であるとして、フルタイム会計年度任用職員の給料額の決定基準に基づき算出した額に、地域手当相当分となる100分の6を乗じて得た額を加算した額となります。基準月額に基づき、月額、日額、時間額のそれぞれの算出方法を定めており

ます。

次に、裏面となりますが（６）パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務等に係る報酬といたしまして、第２０条から第２２条及び第２５条関係についてであります。パートタイム会計年度任用職員に対する時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び特殊勤務については、常勤の職員に対するこれらの手当の支給の例により算出して得た額を報酬として支給します。

次に（７）パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当といたしまして、第２４条関係についてであります。パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当の支給については、任期の定めが６月未満の者及び１週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除き、常勤の職員の例により支給いたします。ただし、年間支給月数については、フルタイム会計年度任用職員と同様に２．３５月とします。

次に（８）町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与といたしまして、第２９条関係についてであります。職務の特殊性等を考慮し町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとします。

次に（９）パートタイム会計年度任用職員の通勤等に係る費用弁償といたしまして、第３０条・第３１条関係についてであります。パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用又は旅費については、常勤の職員に対する通勤手当又は旅費の支給の例により算出して得た額を費用弁償として支給します。ただし、通勤の回数が少ない者に対する通勤に係る費用弁償の額は、これらの例により支給する額の範囲内において町長が規則で定めるものとします。

次に、２．施行期日について、令和２年４月１日から施行することとしております。

以上、付託議案（１）議案第４１号、斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員　この裏面の一番最後の（８）ですねんけど、職務の特殊性等を考慮し、これどういう職種を想定されているんですか。

委員長　仲村総務課長。

総務課長　こちらにつきましては国のほうで参考例が示されておりまして、諸外国の若者を地方公務員として任用し、日本全国の小学校、中学校や高校で外国語やスポーツなどを教えたり、地方公共団体で国際交流のために働いたりする機会を提供するJETプログラムという国の制度がありますが、このJETプログラム参加者は会計年度任用職員として採用されるということとなります。このJETプログラムの参加者の報酬等につきましては、全国的に円滑な斡旋を行うために、統一的に設定する必要があり、特別条項を定めたこの条文によらなければ統一的な額で支払うことができないということになっておりますので、こうしたことも勘案し、特別条項を設けているということでございます。

嶋田委員　そしたら斑鳩町の場合、基本的にこれは関係あるんですか。

総務課長　先ほどのようなもの、このプログラムを利用した場合は、また採用することになりますが、現時点ですぐこの条項を適用するという臨時職員については、いま想定はございません。

委員長　他にございませんか。

（　　な　　し　　）

委員長　そしたら私からも1点確認しておきたいんですけども、初日の総括質疑で確認もさせていただいてますけど、職員組合との交渉ですね、これまで3回やってこられて今後も継続していくというふうにおっしゃってますけど、合意形成は図られたんでしょうか。

委員長

仲村総務課長。

総務課長

職員組合との協議ということで、本条例案を提出するというところについてはまず組合のほうとも説明をして了解をいただいているというところがございます。ただ、国の標準の案と期末手当の支給月数であったり、またそれぞれの昇給の、号級のあがり方については若干差異があるところもございます。こちらについては町の制度が進めているというところもありますので、そのあたりは周りの市町村の動向も見ながら、今後細部について協議も行っていくと、その動向も見極めていくということでお話し合いを継続するというところでさせていただいているところです。

委員長

まだ、合意形成には至っていないというふうに理解していいんですか。

総務課長

基本的な制度案については合意はいただいていると思いますけれども、その細部の面については今後も継続してお話し合いをさせていただくということで協議をしているところです。

委員長

わかりました、条例を審議する中では、この案については組合としても了承されていると。また、おっしゃる細部についてですね、そこもきちっと合意形成を図られるように今後もお願いをしておきます。

他にございませんか。

(な し)

委員長

これもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第41号については、当委員会として

満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（２）議案第４２号 斑鳩町立幼稚園保育料に関する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 安藤教委総務課長。

教委総務
課長

それでは、１．付託議案、（２）議案第４２号 斑鳩町立幼稚園保育料に関する条例について説明をさせていただきます。初めに、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

教委総務
課長

それでは、末尾の要旨をもって説明をいたします。条例本文の説明につきましては省略をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

それでは要旨をごらんください。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第７号）が令和元年５月３１日に公布され、令和元年１０月１日から、幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、町立幼稚園における保育料を無償とするため、本条例において全部改正を行うものであります。なお、今回の改正で入園料を削除しておりますが、政令では、保育料を施設利用料という考え方で上限を定めており、市町村は、この上限を超えない範囲で保育料また入園料を定めることとなります。今般、無償化によりまして、この施設利用料としての上限がゼロに定められたことに伴いまして、保育料と入園料を合わせた施設利用料という概念として保育料に一本化するものでございます。

続きまして、１．施行期日等ではありますが、（１）令和元年１０月１日から施行することとし、また（２）適用区分といたしまして、１０月１日以後に決定する保育料について適用し、同日前の保育料及び入園料については、従前の例によることとしております。

以上、議案第４２号 斑鳩町立幼稚園保育料に関する条例について、のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご可決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第42号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第43号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 それでは、付託議案(3)議案第43号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長 本議案の内容につきましても、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしく願いをいたします。議案書末尾、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(要旨)をご覧いただきたいと思います。

今回の条例改正については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、特別職の任用及び臨時的任用の適正化を図るとともに、

新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、関係する条例として、9つの条例において、所要の改正を行うものであります。

それでは、1. 主な改正内容についてであります。初めに（1）斑鳩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正として、第1条関係についてであります。人事行政の運営の状況の報告といたしまして、毎年、常勤の職員について、職員数や給与の状況等を任命権者から町長に報告し公表をしておりますが、この報告対象となる職員について、フルタイム会計年度任用職員を追加するものであります。

次に、（2）公益的法人等への斑鳩町職員の派遣等に関する条例の一部改正として、第2条関係についてであります。地方公務員法の改正に伴い、引用条文の整理を行うものであります。

次に、（3）斑鳩町職員の分限に関する条例の一部改正として、第3条関係についてであります。会計年度任用職員に対し、分限処分として行う休職の期間について、任命権者が定める任期の範囲内とすることを、定めるものであります。

次に、（4）斑鳩町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正として、第4条関係についてであります。会計年度任用職員に対し、懲戒処分として行う減給の効果について、1日以上6月以下の期間で、フルタイム会計年度任用職員については、給料及び地域手当の合計額、パートタイム会計年度任用職員については、報酬の額（給料及び地域手当に相当する部分に限ります。）の10分の1以下を減ずることを定めるものであります。

次に、（5）斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正として、第5条関係についてであります。地方公務員法におきましては、災害発生時など緊急時の場合等において、正規の任用の手續きを経るいとまがないときに、公務の円滑な運営に支障を来すことがないように、特例として臨時的任用を行うことができる旨規定されておりますが、この臨時的任用職員の勤務時間、休暇等については、本条例に基づく常勤の職員の規定を適用するものとし、また、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が定めるものとするものであります。

次に、（6）斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部改正として、第

6条関係についてであります。任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上で、勤務日の日数を考慮して町長が規則で定める会計年度任用職員等について育児休業及び部分休業を取得することができるよう新たに規定を整備するものであります。なお、勤務日の日数を考慮して町長が規則で定める要件といたしましては、国に準拠し、1週間の勤務日が3日以上である者又は1年間の勤務日数が121日以上である者とするを想定しております。裏面となりますが、①として、育児休業をすることができる期間についてであります。原則として子が1歳に達する日まで育児休業を取得可能とし、一定の要件を満たす場合は、1歳2か月、1歳6か月又は2歳に達する日まで取得可能とします。次に、②として、部分休業をすることができる時間についてであります。当該会計年度任用職員の1日の所定の勤務時間から5時間45分を減じた時間を越えない範囲内として最長2時間まで部分休業を取得可能とします。次に、③として、勤勉手当の支給及び職務復帰後における号給の調整の規定は、会計年度任用職員には適用しないものとします。

次に、(7)特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正として、第7条関係についてであります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職非常勤職員として任用すべき職が限定されることから、現行、本条例により特別職非常勤職員に位置付けている「社会教育指導員」及び「学校教育指導主事」を本条例から削除し、会計年度任用職員に移行するとともに、現行、斑鳩町一般職の臨時職員等の取扱要綱により臨時職員に位置付けています「文化財活用センター長」を特別職非常勤職員として新たに位置付けるものであります。また、文化財活用センター長の報酬額等は日額2万円という現行の額に基づく報酬額を、本条例において新たに定めるものであります。

次に、(8)斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正として、第8条関係についてであります。臨時的任用職員の給与等については、常勤の職員の給与等と同様に、本条例の規定により支給するものとします。また、会計年度任用職員の給与等については、本条例の規定を適用せず、別に条例で定め、支給するものとします。

次に、(9)斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改

正として、第9条関係についてであります。企業職員である会計年度任用職員の給与等については、斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定の例により、支給するものとします。

次に、2 施行期日について令和2年4月1日から施行することとします。

以上、付託議案（3）議案第43号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 要旨の（5）ですねんけれども、臨時的任用職員ってこれどういう職種になるんですか。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 臨時的任用につきましては、正規の採用の手続きを経る暇がないときに、公務の円滑な運営に支障をきたすことがないように、特例として認められているものとなっております。具体的には、緊急の場合として災害発生時に正規の職員を補充するまでとりあえず要員を充足する必要がある場合であったり、採用候補者名簿や承認候補者名簿がない場合として試験を実施し、採用候補者名簿を作成したものの、残りの候補者が採用をすべて辞退した場合等が例示として国では挙げられているところでございます。

嶋田委員 わかりました。それと、要旨の7ですねんけれども、文化財活用センター長の報酬ですね、これ報酬は日額2万ですね、日当1日につき3千円ってこれはどういうことですか。

総務課長 こちらにつきましては、出張を行った場合の日当というところで3千円を一律的に1日あたり支給するというところでございます。

嶋田委員 はい、わかりました。ということは日額プラス日当ということになるわけですね。

総務課長 こちらのほう、文化財活用センターの方で勤務している場合については日当は発生しませんが、どちらかのほうに出張の用務で出かけた場合については日当が付加されるということでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第43号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第44号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 安藤教委総務課長。

教委総務 課長 それでは、(4)議案第44号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。初めに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

教委総務 それでは、末尾の要旨をもって説明をいたします。条例改正文、新旧対照

課長

表の説明については省略させていただきますのでご了承いただきますようお願いいたします。それでは要旨をごらんください。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の施行に伴い、幼稚園等の保育料が無償化されたことから、本条例において所要の改正を行うものであります。1. 改正内容であります。幼稚園の保育料の無償化により、町立幼稚園の保育料及び入園料の減免に関する事務並びに保育料及び入園料の減免を行う私立幼稚園の設置者に対する補助金の交付に関する事務、いわゆる就園奨励費補助金の交付であります。この事務を廃止することに伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供を行う事務から同事務を削除するものであります。

続きまして、2. 施行期日等であります。令和元年10月1日から施行することとしております。

以上、議案第44号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りご可決いただきますようお願いを申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ な し ）

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第44号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（5）議案第46号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

それでは、付託議案（５）議案第４６号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長

本議案の内容につきましても、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしく願いをいたします。

議案書末尾、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧いただきたいと思います。今回の条例改正については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、本条例において、所要の改正を行うものであります。

それでは、１．改正内容についてであります。地方公務員法において、職員の欠格条項に関する規定から、成年被後見人又は被保佐人が削除されたことに伴い、本条例において、本条項を引用する条文の整理等所要の改正を行うものであります。次に、２．施行期日等として（１）施行期日についてであります。地方公務員法の改正に係る施行日となります令和元年１２月１４日から施行することといたします。次に（２）経過措置についてであります。この条例の施行の日前に地方公務員法第１６条第１号に該当して同法第２８条第４項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、この条例による改正後の斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとします。

以上、付託議案（５）議案第４６号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長

それでは、これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第46号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(6)議案第47号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 真弓税務課長。

税務課長

それでは、議案第47号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

税務課長

それでは、本条例の内容についてご説明いたします。恐れ入りますが、議案書末尾の条例(要旨)をお願いいたします。条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただき、この要旨をもって説明にかえさせていただきますので、あらかじめご了承くださいませよう、よろしくお願い申し上げます。

今回の町税条例の一部改正は、平成31年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことから、この法律による改正内容のうち、令和元年10月1日以後に適用となるもの等について、所要の改正を行うものでございます。

それでは、1. 主な改正内容についてご説明いたします。

はじめに、(1)個人町民税に関する改正内容であります。①子どもの貧

困に対応するための非課税措置として、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置が講じられたことに伴い、次にお示しておりますとおり、その申告に必要な扶養親族等申告書に記載事項を追加しますとともに、非課税措置の対象に単身児童扶養者を追加するものであります。施行期日は、アの扶養親族等申告書の記載事項につきましては、令和2年1月1日、イの非課税措置への単身児童扶養者の追加につきましては、令和3年1月1日で、令和3年度分の個人町民税から適用してまいります。

続きまして、(2)軽自動車税の改正内容のうち、①需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減でございます。消費税率の引上げに伴います軽自動車取得時の負担感を緩和するため、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車、自家用乗用車につきまして、環境性能割の税率を臨時的に1パーセント分軽減するものであります。施行期日は令和元年10月1日とし、令和元年度から適用してまいります。

なお、この措置に伴う減収につきましては、全額国費で補てんされることとなっております。

裏面にお移りいただけますでしょうか。次に、②グリーン化特例（軽課）の見直しでございます。軽自動車税の種別割のグリーン化特例、この軽課措置につきましては、表にお示ししておりますとおり、環境性能割が導入されることを契機に、その適用対象を電気自動車等に限定されることとなったところですが、消費税率引上げに配慮し、現在の措置を2年間延長した上で、令和3年4月1日以後に初回新規登録を受けた軽自動車、自家用乗用車から適用されることとなったことから、所要の改正を行うものでございます。施行期日は、アの現行特例措置の2年間の延長につきましては、令和元年10月1日、イの電気自動車等に限定した措置につきましては、令和3年4月1日で、それぞれ令和2年度及び令和4年度分から適用してまいります。なお、この改正に伴います町税収入への影響額でございますが、本年度の課税状況により試算いたしますと、62万6,400円の増収を見込んでいるところでございます。

最後に、(3)その他法令の改正による条文整理等所要の改正として、地

方税法等の一部改正に伴い、同法等を引用する条項の整理等所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第47号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。委員皆さま方には、何卒、温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 そうしましたら私からちょっと意見言わせていただきたいんですけども、今回の町税条例の改正ですね、一定、単身世帯を非課税対象として加えることなど、住民にとってプラスになる面もあるんですけども、ひとつにはやはり消費税率引き上げに伴う対応であるという点。さらにですね、エコカー減税、グリーン化特例ですか、こちらのほうについては延長ではあるんですけども令和4年度以降からですね、電気自動車、天然ガス自動車以外の部分については、やはり住民の負担増になってしまうという点については問題があるというふうに思ってますので、私は当委員会では表決権はございませんけど、意見として申しあげておきたいと思います。

他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第47号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（７）議案第５３号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

それでは、付託議案（７）議案第５３号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長

本議案の内容につきましても、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしく願いをいたします。

議案書末尾、斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧いただきたいと思えます。

今回の条例改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、本改正内容に準じ、本条例において、所要の改正を行うものであります。

１．主な改正内容につきましては、（１）消防団員の欠格条項の改正といたしまして、第４条の改正規定となりますが、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度につきまして必要な見直しを行うため、成年被後見人又は被保佐人は、消防団員となることができないとする規定を削除するものであります。次に、（２）施行期日につきましては、公布の日から施行することとします。

以上、付託議案（７）議案第５３号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましても説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第53号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(8)議案第54号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 福居財政課長。

財政課長

それでは、議案第54号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)につきましてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

財政課長

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明させていただきます。補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、第10款 地方特例交付金、第1項 地方特例交付金では、第1目 地方特例交付金の第1節 個人住民税減収補てん特例交付金で、令和元年度の住宅借入金等特別税額控除分に係る減収補てん特例交付金額の決定により、172万8千円の増額をお願いするものであります。次に、第11款 地方交付税、第1項 地方交付税では、第1目 地方交付税で、令和元年度の普通交付税交付額の決定により9,791万4千円の増額をお願いす

るものであります。次に、第13款 分担金及び負担金、第2項 負担金では、第1目 民生費負担金の第1節 児童福祉費負担金で、本年10月から実施される幼児教育・保育の無償化に伴い、保育園における保育料の一部として、これまで含まれていた3歳児から5歳児までの副食費について、低所得世帯及び第3子以降を除き、実費徴収することから、保育園保育料291万6千円の増額をお願いするものであります。

8ページをお開きいただけますでしょうか。第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第2目 教育費国庫負担金の第1節 私立学校振興費負担金で、幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園の預かり保育において、保育の必要性の認定を受けた場合に、利用実績に応じて無償化されることとなり、その私立幼稚園分が国庫負担の対象となることから、私立幼稚園保育料等無償化負担金314万8千円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 国庫補助金では、第6目 教育費国庫補助金の第5節 私立学校振興費補助金で、幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園の給食費について、低所得やひとり親等の世帯及び第3子以降を対象に副食費相当分を新たに助成することとし、その私立幼稚園分が補助対象となることから、私立幼稚園給食費補足給付補助金45万円の増額をお願いするものであります。第7目 消防費国庫補助金では、第1節 消防費補助金で、無線設備規則の改正に伴い令和4年12月以後は現行の防災無線機器が使用できなくなることから、無線機及び基地局の更新を行うこととし、これに要する費用の一部が補助対象となることから、消防団設備整備費補助金102万3千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第16款 県支出金、第1項 県負担金では第3目 教育費県負担金の第1節 私立学校振興費負担金で、国庫負担金と同様の理由により、私立幼稚園保育料等無償化負担金157万4千円の増額をお願いするものであります。

9ページにお移りいただけますでしょうか。第2項 県補助金では、第2目 民生費県補助金の第2節 児童福祉費補助金で、保育園における一定以上の障害児の受入れに必要となる担当保育士の増員費用について、補助金が交付されることから、障害児保育質向上事業費補助金210万円の増額をお願いするものであります。第5目 商工費県補助金では、第1節 商工費補助金で、「和のあかり」プロジェクト事業、いかるがマルシェ開催支援事業、

法隆寺駅北口商店街ライティング開催支援事業、学校給食地産地消促進事業の4事業について、「もっと良くなる奈良県市町村応援補助金」の補助対象として採択されたことから、345万8千円の増額をお願いするものであります。第8目 教育費県補助金では、第3節 私立学校振興費補助金で、国庫補助金と同様の理由により、私立幼稚園給食費補足給付補助金45万円の増額をお願いするものであります。次に、第20款 繰越金、第1項 繰越金では、第1目 繰越金で、平成30年度会計の決算余剰金の確定により、1億6,263万5千円の増額をお願いするものであります。次に、第22款 町債、第1項 町債では、第5目 臨時財政対策債で、令和元年度の発行可能額の決定により、890万円の減額をお願いするものであります。以上が、歳入の補正内容であります。

10ページをお開きいただけますでしょうか。続きまして、歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、令和2年3月を予定として、王寺駅への乗入れ等のコミュニティバス運行再編に伴う、チラシ印刷やバス停留所表示板及び車内アナウンス変更などに要する準備費用と、運行距離が伸びることによる運行業務委託料の追加分として、第11節 需用費で35万2千円、第12節 役務費で1万3千円、第13節 委託料で69万6千円の増額、さらに、笠町から王寺駅の路線バスとの重複区間料金におけるバス会社への負担金として、第19節 負担金補助及び交付金で5万4千円の増額をそれぞれお願いするものであります。第6目 企画費では、「和のあかり」プロジェクト事業の財源として、歳入で申しあげました県補助金の増額に伴う財源振替をお願いしております。次に、第3項 戸籍住民基本台帳費では、第1目 戸籍住民基本台帳費の第13節 委託料で、女性活躍推進の観点から、印鑑登録においても、本人からの届出により旧氏を併記することができるようになり、そのシステム改修に要する費用として、61万4千円の増額をお願いするものであります。

11ページにお移りいただけますでしょうか。第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第3目 老人福祉費の第19節 負担金補助及び交付金で、高齢者の移動手段の確保や生活意欲の維持及び交通事故時の被害軽減を目的として、高齢者を対象に、誤発進防止装置の購入及び取付費の一部を助成す

る事業を創設することから、150万円の増額をお願いするものであります。第5目 医療対策費では、第23節 償還金利子及び割引料で、平成30年度の福祉医療費助成事業県費補助金の精算に伴い、超過交付分を返還することから、329万7千円の増額をお願いするものであります。第7目 障害福祉費では、第23節 償還金利子及び割引料で、平成30年度の自立支援給付費国庫負担金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから、741万円の増額をお願いするものであります。第9目 介護保険事業繰出費では、第28節 繰出金で、介護保険事業特別会計における介護報酬改定等に伴うシステム改修のための財源として、26万4千円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費では、第23節 償還金利子及び割引料で、平成30年度子ども・子育て支援交付金の精算に伴い、超過交付分を返還することから、54万4千円の増額をお願いするものであります。第2目 保育園費では、歳入で申しあげました保育園保育料と県補助金の増額に伴う財源振替をお願いしております。

12ページをお開きいただけますでしょうか。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費で、第3目 母子衛生費の第18節 備品購入費で、幼児健診時に使用する高圧滅菌器が故障し、修理対応できないことから、その更新費用として30万円の増額をお願いするものであります。

次に、第6款 商工費、第1項 商工費では、第2目 商工業振興費と第5目 歴史街道ネットワーク事業費で、法隆寺駅北口商店街ライティング開催支援事業及びいかるがマルシェ開催支援事業の財源として、歳入で申しあげました県補助金の増額に伴う財源振替をそれぞれお願いしております。次に、第8款 消防費、第1項 消防費では、第2目 非常備消防費の第18節 備品購入費で、歳入で申しあげました防災無線の更新整備に要する費用として、680万円の増額をお願いするものであります。

13ページにお移りいただけますでしょうか。第9款 教育費、第1項 教育総務費では、第2目 事務局費の第13節 委託料で、昭和54年に発刊された現行の斑鳩町史について、近年発展のあった事項を記載した新修斑鳩町史の編さんを進めており、その上巻を、聖徳太子1400年御遠忌を迎える令和3年3月を目途に発刊したいことから、その校正編集・印刷業務等に要する費用として、1,738万円の増額をお願いするものであります。第

3目 私立学校振興費では、第19節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげた私立幼稚園の預かり保育の無償化及び副食費相当分の助成にかかる補助金として、あわせて764万8千円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 小学校費では、第3目 保健体育費で、学校給食地産地消促進事業の小学校分の財源として、歳入で申しあげました県補助金の増額に伴う財源振替をお願いしております。

14ページをお開きいただけますでしょうか。第3項 中学校費では、第3目 保健体育費で、先ほどの小学校費と同様の理由により、学校給食地産地消促進事業の中学校分の財源振替をお願いしております。次に、第4項 幼稚園費では、第1目 幼稚園費の第19節 負担金補助及び交付金で、町立幼稚園の副食費相当分の助成等にかかる補助金として、135万円の増額をお願いするものであります。最後に、第12款 予備費、第1項 予備費では、第1目 予備費で、今回の補正から生じた財源2億2,027万4千円を留保させていただくものであります。

恐れ入りますが、4ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 繰越明許費についてであります。本補正予算における、第9款 教育費、第1項 教育総務費の斑鳩町史編さん事業については、本年度末までに事業の完了が見込めないことから、1,738万円の予算措置をお願いするものであります。次に、第3表 地方債補正についてであります。歳入のところで申しあげましたとおり、地方債の変更として、臨時財政対策債で、限度額を2億9,880万円に減額する補正をお願いしております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

財政課長

以上で、議案第54号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)につきましてのご説明とさせていただきます。ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思いますが、さきに開催

されました厚生常任委員会において、その所管に関する内容につきましては説明されておりますことを申し添えておきます。

それでは、質疑をお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 10ページの一般管理費で負担金補助及び交付金、コミュニティバス王寺駅乗り入れ負担金、これ5万4千円、額は小さいですけども、どういう根拠で出された数字ですか。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 こちらなんですけれども、笠町から王寺駅まで運賃、片道190円と、奈良交通の路線バスの運賃が190円となっているところがございます。今般、既存の公共交通との運賃の調整ということで、王寺駅での乗降者数にこの単価190円を掛けて町で補てんするというので、一定奈良交通さんとの協議を進めておりまして、その分で計上させていただいたものでございます。なお、根拠といたしましては、ただ今申しあげました190円掛ける往復にこの4月以降の笠町での乗降者数、これがひと月平均概ね280人程度ということで乗り降りされておりますので、その方が一旦、補正予算あげさせていただく段階では、具体、どの割合で王寺駅に行かれるかということにははっきりと確信が持てなかったというところがございますので、笠町で乗り降りの乗降者数にただ今申しあげました190円を掛けまして、算定をさせていただいている、このようなところでございます。

嶋田委員 これ王寺駅まで乗り入れるということは、利便性を考慮されてそういうふうなことにされたと思うんですけども、利便性というのは、今まではね、コミバスに乗ってて、王寺まで行こうと思ったら笠町の停留所で降りて、そこから路線バスなり歩いていくなりしてはったんが、コミバスが王寺駅に乗り入れることによって、そのまま乗っていけると、利便性が向上したわけですね、そしたらね、民間の路線バスと同じ運賃を徴収したらいいんじゃないですか。何も町が払わんでも。王寺まで行く人は路線バスで190円払わなあかんねんから、それ降りて乗り換えるよりも、直接いけるねんから、利便性は向上

しますわね、同じ190円でも。そこらへんどういうふうな意見があったんですか、意見というか議論があったんですか。

まちづくり
政策課長 　ただ今、王寺駅乗り入れに関しまして、奈良交通との協議の中で、笠町、王寺駅間の190円ということだったん協議を進めさせていただいているところでございます。当町の路線バスにつきましては、現状、奈良交通の路線バスとの運行経路の重複区間といたしまして、法起寺口から笠町間、この間も重複をしているところでございます。その分に関しましては今現在重複はしているものの、町内を巡回するというところで、負担金等はお支払いを奈良交通にはしていないという、既存交通との調整という形での調整はさせていただいてない、その中で今回王寺駅への乗り入れというところの中で、それらも含めて190円に王寺駅での乗り入れ乗降者数を乗じた形での負担金ということで今現在奈良交通と協議を進めておりまして、その上で今回補正予算をお願いしたというところでございます。

嶋田委員 　僕の質問に答えらおられないように思うんです。あのね、乗っている方はバス乗り換えせんでも王寺駅までいける利便性が向上しているやないですか。そしたら奈良交通の代わりに190円徴収して、それを奈良交通に支払うと、それやったらわかりますわ。そやけどなんで町が払わなあかんのですか。

委員長 　面巻総務部長。

総務部長 　嶋田委員おっしゃるご意見も理解させていただいているところでございますが、コミュニティバスの利用促進という観点から今回、笠町、王寺間190円については助成をさせていただいて、今後利便性あるいは受益者負担という観点からも十分に考えて今後ですね、利用促進を図ったうえでそういった部分については課題なり、等があるのは十分認識しているところでございますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

嶋田委員 　僕が言っているのは、結局特定の場所に住んでいる人になんで190円の補助出さんなんのですか。結局奈良交通に支払うわけでしょ、町が。ほんだ

ら他の地域に住んではる人どうなるんですか。そやからね、さきほど利便性うんぬん言ってはったけど、今まで無料やったと、ほんで今度、やっぱり190円取ろうかとなった時に、ものすごい反発あるわけでしょ、利用者の方も。そしたら最初に奈良交通と同じ価格の設定をしておいたらどうですか、と言っているんですわ。

総務部長 第一に、やはりコミュニティバスの利用促進という観点から、町の方は多くの方に乗っていただきたい、また、現状をどうにかして打破したいという気持ちがありましたことから、そういった観点も含めまして今回、笠町、王寺間の190円については町の施策として負担金を払って行って、利用促進につとめてまいりたいというふうに考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

嶋田委員 あのね、斑鳩町で70歳以上の人全部に補助金出すんやったらわかりますやん。不公平感はないんや。そやけどある特定の場所の人だけに補助金を出すというのが、不公平感があると言っているんですよ。
もう僕は、このことについては反対させていただきます。

委員長 他にございませんか。 伴委員。

伴委員 今回のコミュニティバスについてなんですが、結局今現状非常にまだ乗っておられる方が非常に少ない中でこういう形の施策を考えておられるということは私は理解している方なんですが、斑鳩町、この部分だけがよく乗っていただいているという場所があるわけですか。全体的に私見ている感じでは乗ってる方が少ないように、ちょっと見えにくいようなバスですけど、そう見えているんですけども、そのあたりはどうですか。

まちづくり政策課長 この4月以降の乗降者数の状況ということで、おこたえをさせていただきます。この4月以降、台数の方2台から1台に、また1日8便から4便ということで減便をしておりますので、1便あたりでご説明をさせていただきたい、このように思います。1便あたりなんですけども、昨年4月から8月

の間で1便あたり約9.9人、この4月以降、令和元年4月から8月の間で1便あたり16.6人ということで、先ほど嶋田委員さんおっしゃっていただいた高齢者の方の無償化でございましたりとか、あるいは王寺駅の乗継券の関係でございましたりとか、そのようなところで乗降者数につきましては1便あたり6.7人、67%増えておる、このような状況でございます。あと、そのような中で笠町から王寺間ということでの乗降者数でございますけれども、4月から8月の間で乗車数が合計で452人、降車数が1,032人ということで合わせまして1,489人の方が5か月間ご利用されておりまして、合わせまして月平均297人というところでございますので、概ね1日あたり30名程度が乗り降りということをご利用されているというところでございます。

ですので全体少ないところ、多いところ確かにございます。ただ、笠町のバスの停留所に関しましては人数的には多いと、このように町としては確認している、確認しているところでございます。

伴委員

私の思っている部分の半分答えていただいたというような回答、結局、部分的に偏りがあるようなという意味でちょっと質問させていただいたんですが、やはり他の委員からの話があって公平性の問題、その辺との兼ね合いだと思うんです、やはり、その中で一番もったいないのは、空のバスを、言うたら失礼ですけど、走らせている、その中で言うのは、非常に費用がかかっていますわな。1便にさせていただいても費用がかかっていますわな。なんしか大勢の斑鳩の住民がコミバスに乗るといような形、1つのきっかけって言いますか、そういう形で私はこれに対して賛成の立場で今まで質問とかさせていただいてきたんですが、そのあたりでまあいけば十分今の回答では可能性っていいですか、乗られる方が多くなる、今までよりも多くなるというように感じておるんですが、その通りですか。

まちづくり
政策課長

ただ今のご質問でございます。王寺駅への乗継券の関係でご報告をさせていただければ、というふうに思いますけれども、先ほど申し上げました笠町バス停での降車人数、こちらの方が5か月間で1,037人ということに5か月間でなっております。そのうち562枚王寺駅への乗継券を発行しており

まして、約54パーセントの方が笠町で降りられて王寺駅に向かわれるというようなところで実績としてあがっておるというところでございます。

伴委員 ちょっと乗継券に関しては私思いがありますんで、それに対しては触れんようにします。

 ちょっと他の質問、続けてさせていただきます。13ページの2の事務局費、この斑鳩町の斑鳩町史編集、これは結局のところ御遠忌にあわせてというようなことでどこに委託されるわけですか。

委員長 安藤教委総務課長。

教委総務 専門的なですね、編集の技術っていうんでしょうかね、必要でございます。よく先進地の自治体等見てますと、例えば法令等取り扱っている出版社ぎょうせい等ですね、そういったところでもこういう業務請け負っておりますので、そういった業者を含めてですね、幅広く業者選定を考えているというところでございます。

伴委員 まあ言うたらこれは専門性があって町史、ちょっと教えてほしいんですけど、今まで斑鳩のこういうような町の町史っていうような形で何十周年とかいろんな形で今まで発行されてきてそこそこの価格もしてたと、これに関しては、無償で住民皆さんにいきわたるように考えておられるのか、分厚いやつで冊数が決まって、それをそこそこの金額で販売するような形を考えておられるのか、そのあたりちょっと教えてもらえますか。

教委総務 これにつきましては販売を考えております。前回作成しております約40年ほど前の発刊についても一巻あたり4千円から5千円で販売しておりますので、今回もおなじような額で考えておりますけれども、そのあたりはまた当委員会におきまして、またご相談させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

伴委員 すぐには回答できないと、また次の委員会でも聞かせていただくとおもいま

すが、これに関して今までの収支ですね、これやったら1,700万かかっているわけですね、それに対して今までどうやったんか、今まで何回かこのような、もし5千円程度で発行されていた場合でどうなっているんか、今わかりませんわな。もしお持ちでなければ次の委員会ででも聞かせて、ちょっと教えていただけますか。これ非常に金額が大きい、そしてそれだけ皆さんの目に触れて斑鳩にプラスになるかっていうような部分があるかと思えますんで、ちょっとよろしくお願いします。もうこれ結構です。

委員長 すみません、私もちょっと聞きたいんですけど、この編集と印刷って書いてますけども、この金額の内訳教えてもらえますか。

安藤教委総務課長。

教委総務課長 この内訳でございますけれども、編集にかかります費用が143万2千円、そして校正にかかる費用でございます、これが501万2千円、そして印刷製本にかかる費用でございます、これは2千部を想定しておりますけれども、815万6千円ということでございます。その他の諸経費70万円ということで、これはあくまでも見積価格でございますが、この額は消費税が入っておりませんので、ご了承いただきたいと思えます。以上でございます。

委員長 わかりました。そうしたら委員からも要望ありましたように、今後ですね、経過等についてこの総務委員会で報告いただきたいと思えます。お願いしておきます。

他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩します。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時11分 再開)

委員長

再開いたします。

本案については討論の申し出があります。

これより討論を行います。初めに本案を可決することに反対の委員の意見を求めます。 嶋田委員。

嶋田委員

笠町から王寺駅までコミュニティバスの乗り入れということは私は反対するものではありません。ただし、まあ言えば無料、結局笠町から王寺駅までの民間運賃190円、それを町が支払うということについては、ある特定の地域の方に補助を出しているという感覚で考えております。

それをするならば興留、目安地区の方々はJR法隆寺駅まで行ってJR王寺駅まで町が支払えばある程度の公平感は保てるのではないかなと思っておりますので、とにかく今の案については反対させていただきます。

委員長

それでは、次に本案を可決することに賛成の委員の意見を求めます。伴委員。

伴委員

この議案に対して賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

今のコミバスの件に関しては、私自身はやはり今の現状のまま走らせて、利用が少ないというのが一番税の無駄と私は思っております。その観点からこの議案に関しては賛成させていただくと。外出支援は外出支援でまた考えていただければと、このコミバスに関してはそんな感じ。ただ、私が質問いたしましたように、逆に斑鳩町史に関してはちょっと疑義は持っている、賛成はいたしますが、今聞きますと5千円相当で2千部であればもう初めから赤字という形で出発から計算されているというように今もうちょっと感じておるような次第ですが、これに関しては現時点では賛成とするということで、させていただきます、以上でございます。

委員長

それではこれをもって討論を終結いたします。本案については賛否両論あります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

委員長

賛成多数であります。

よって、議案第54号については、当委員会として賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、(9)議案第58号 平成30年(ワ)第536号損害賠償請求事件の和解についてを議題といたします。

ここで斑鳩町議会委員会条例第16条の規定により、小城委員の退席を求めます。

(小城委員 退席)

委員長

議案の審議に入る前に、理事者より、以前の総務常任委員会提出資料について訂正の申し出をお聞きしております。

申し出をお受けしたいと思います。 中西町長。

町 長

議案第58号の説明の前にですね、平成30年12月13日に開催されました総務常任委員会におきまして、提出いたしました資料について一部誤りがございましたので、お詫びと訂正をお願いしたいと思います。

資料の中でですね、被告が「斑鳩町長 中西和夫」となっておりますが、これが誤りでございまして、正しくは「斑鳩町」でございます。委員皆様方には大変申し訳ございませんでした、お詫びを申しあげまして訂正とさせていただきます。今後このようなことがないようにですね、資料の作成には十分注意し、確認してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

委員長

議案の審議に入ります前に、ただいま、中西町長から説明のありました平成30年12月13日の総務常任委員会において、各課報告事項で報告された「町立幼稚園保育料の負担軽減策の一部適用漏れ事案に係る損害賠償請求事件について」の資料における訂正について、質疑があれば、お受けしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員 なぜそういうことが起こったのか、そこらへんまだお聞きしていないので、それちょっとお答えいただけますか。

委員長 安藤教委総務課長。

教委総務
課長 大変申し訳ございません。裁判所からの通知にはですね、被告は「斑鳩町」と記載されておりました。資料作成時にですね、教育委員会事務局の私が作成したんですけれども、斑鳩町を「斑鳩町長 中西和夫」と勘違いいたしまして、誤って記載したためでございます。このような重要な事項につきまして誤りがございましたことについて深くお詫びをさせていただきます。申し訳ございませんでした。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、議案第58号について、理事者の説明を求めます。
安藤教委総務課長。

教委総務
課長 それでは、議案第58号 平成30年(ワ)第536号 損害賠償請求事件の和解について、ご説明をさせていただきます。
はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

教委総務
課長 議案のご説明をさせていただく前に、すこしお時間をいただきまして、町立幼稚園保育料の負担軽減策の一部適用漏れ事案に係る損害賠償請求事件の一連の経緯につきまして、ご説明をさせていただきます。

本事件は、平成30年11月20日、奈良地方裁判所から、被告を斑鳩町とする訴状を受理したものでございます。

請求の趣旨は(1)被告は、原告に対し、220万円及びこれに対する平

成30年6月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うこと、
(2) 被告は、その費用をもって、原告に対し、被告の発行する広報紙「広報斑鳩」にお詫び文を1回掲載すること、(3) 訴訟費用は被告の負担とすること、でございました。

その後、本年1月30日に第1回目の弁論準備手続期日が設けられ、訴状の請求原因に対する認否、被告の主張等に係る陳述を行いました。3月20日に第2回目の弁論準備手続期日、そして5月13日に第3回目の弁論準備手続期日が設けられ、前町長への事前説明の仕方やその時期等について陳述及び資料提出を行いました。その3回目の弁論準備手続期日において、裁判所から和解協議の提案がなされ、並行して協議していくこととなり、5月24日に原告側から和解条項案及び広報紙掲載案の提示を受けたものでございます。その後、6月20日の全員協議会でお時間をいただき、「訴状が提出されて以降、3回の弁論準備手続き期日が設けられ、双方からの準備書面の提出、また、これと並行して和解協議の提案についても進めたいという提案がありましたので、訴訟代理人弁護士と相談しながら内部協議を重ねるなか、内容次第では和解することも選択肢のひとつであるとのことから、和解協議に応じることとした。」旨のご報告をさせていただきました。その後、代理人弁護士と相談するなかで、その内容について協議を行うとともに、6月26日の第4回目の弁論準備手続期日に1回目の修正案を提出し、さらに原告が修正案を提示してまいりましたので、7月30日の第5回目の弁論準備手続期日に2回目の修正案を提出をいたしました。これに対し、8月9日に原告の最終案として和解条項案及び広報紙掲載案の提示がなされました。このことから、8月23日の総務常任委員会におきまして、この原告提示の最終案に対し、町においても最終の修正を要求をしていくこと、またあわせて、原告が町の要求する修正に応じ、双方合意が得られましたならば、その時点で直近となる町議会に和解に関する議案を上程し、議会の議決を賜りたいと考えておりますことをご報告させていただいていたところでございます。その後、弁護士をとおした交渉のなかで、原告が、当町の修正要求に概ね応じられましたことから、9月4日の弁論準備手続期日において双方合意し、裁判所は、町議会の議決を得られたならば和解成立の手続きをすすめるとのことで、9月6日に本議案を上程させていただいたものでございます。

以上、簡単ではございますが、町立幼稚園保育料の負担軽減策の一部適用漏れ事案に係る損害賠償請求事件の経緯でありますので、よろしくお願い申しあげます。

それでは、本議案の内容につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の2枚目をご覧ください。本議案の概要をご説明いたします。平成30年(ワ)第536号損害賠償請求事件の和解について、
1 事件名は、奈良地方裁判所 平成30年(ワ)第536号損害賠償請求事件であります。次に、2 当事者は、原告 小城利重、被告 斑鳩町であります。次に、3 和解内容は、1 被告は、平成30年6月13日、斑鳩町立幼稚園の保育料の過徴収については、原告を含めた組織の問題であるにもかかわらず、原告及び当時の教育長に確認しないまま公表した結果、当該過徴収の原因が原告一人にあるかのように伝えられたことについて、遺憾の意を表す。2 原告は本件の請求をいずれも放棄する。3 原告と被告は本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。4 訴訟費用は各自負担、であります。

次に、4 和解理由は、本事件については、令和元年9月4日に奈良地方裁判所にて提示された別紙和解条項案において、本町の主張が概ね認められていることを勘案し、和解しようとするものであります。

次に、5 事件の概要は、平成30年6月13日、斑鳩町教育委員会が行った斑鳩町立幼稚園の保育料の過徴収に係る公表に関し、原告が被った損害の賠償を求められたものであります。

続きまして、3枚目をご覧ください。その和解条項案でございます。

1 被告は、平成30年6月13日、斑鳩町立幼稚園の保育料の過徴収については、原告を含めた組織の問題であるにもかかわらず、原告及び当時の教育長に確認しないまま公表した結果、当該過徴収の原因が原告一人にあるかのように伝えられたことについて、遺憾の意を表す。2 原告は本件の請求をいずれも放棄する。3 原告と被告は本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。4 訴訟費用は各自負担となっております。

次に、広報紙原稿案であります。「前町長と町の間に関係していた民事訴訟については、令和元年〇月〇日、奈良地方裁判所において和解が成立しま

した。和解の内容は、平成30年6月13日に、斑鳩町立幼稚園の保育料の過徴収については、前町長を含めた組織の問題であるにもかかわらず、町が、前町長及び当時の教育長に確認しないまま公表した結果、過徴収の原因が前町長一人にあるかのように伝えられたことについて、町が遺憾の意を表するというものでございます。今回の和解をうけて、町立幼稚園の保育料の過徴収について、該当される町民の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを前町長ともにお詫び申し上げます」でございます。

また、和解が成立いたしましたならば、当事案にかかる弁護士費用を予備費より充用させていただきたいというふうに考えております。

以上をもちまして、議案第58号 平成30年(ワ)第536号損害賠償請求事件の和解についての説明とさせていただきます。

あたたかいご審議を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 それでは、質疑をお受けする前に、この議案を審議するうえで大変重要なことですので、中西町長に、当議案の内容で町が和解することと決定された考えをお聞きしたいと思います。 中西町長。

町 長 和解の内容でございます。

ただ今課長のほうから説明をさせていただいたとおりでございますが、昨年に6月14日にですね、町立幼稚園保育料の負担軽減策の一部適用漏れ事案について町の方で公表を行って以降ですね、町民の皆様方にはいろいろご心配またご迷惑をおかけしてきたところでございまして、改めてお詫びを申しあげたいというふうに思っているところでございます。

この件につきましてはですね、平成27年度の子ども子育て新制度の導入時の問題でございますが、私が町長に就任いたしました平成29年度においても過徴収のままでございました。そのような状態でしたので、その責任というものは、やはり私どもにもありますことから、返金手続きに係る費用を補うというために、三役の給料を減額し、事態を治めようとしたものでございます。しかしながら平成30年11月20日に前町長のほうから町の公表内容でですね、名誉を傷つけられたとして、損害賠償などを求められた訴訟

を起こされました。第3回目の弁論準備期日に裁判所のほうから和解を勧められたところでございます。弁護士からの助言等もうけながらですね、町の三役また部長が集まりまして何度も協議を行ってきた結果、今回提出させていただきました和解案に至ったところでございます。

和解案では、原告も組織の問題であると同時に自らの問題であるということをお認めおられると理解をしているところでございますが、一方で原告がその在任中に起こった事案について、当時のトップとしての責任を負うべき立場であるとまでは考えていただけないということは私にとっては本当に残念な思いでいるところでございます。

当議案の内容で和解することにつきましてははですね、賛成の方、また反対の方、さまざまなご意見があろうかと思えます。しかしながら斑鳩町の町政をあずかる者といたしまして、これ以上大切な公費や時間を無駄に費やし裁判を継続していくことよりも、今、和解をいたしまして、住民のサービス提供に全力を尽くして取り組んでいきたいという、このような思いからですね、和解の判断をさせていただいたものでございますので、皆様方にはご理解賜りますよう、よろしくお願いたします。

委員長 それでは質疑をお受けいたします。 井上委員。

井上委員 今、町長の挨拶聞かさせてもらったんですけども、これ、もしか和解が成立しないとなればですね、公費のほうを使って裁判の方が継続するというように自分を取ったんですけども、それは間違いないでしょうか。

委員長 安藤教委総務課長。

教委総務
課長 訴訟が継続いたしますとですね、裁判費用も、弁護士に払う訴訟に関する費用もですね、必要になってくるというふうに考えております。

委員長 他にございませんか。 横田委員。

横田委員 ちょっとお聞きします。前町長がですね、改正は不要だという発言をされ

たというふうにありますけど、本件の決裁に関する関連資料とか、物的証拠だとかですね、また状況証拠、こういったものがございますか。

委員長 安藤教委総務課長。

教委総務課長 そのあたりはですね、十分に内部調査したんですけれども、いわゆる決裁であるとかですね、当時いつ説明をしたかという記録、議事録等というのがですね、残っていないというのが実情でございます。

横田委員 それは状況証拠とか、そういったものはないということですか。

委員長 中西町長。

町長 この問題につきましてはですね、当時、この制度ができた当時ですね、担当課長のほうからも「この制度がありますよ」ということで町長のほうに報告に行っております。その中で言われるように決裁を取ってっていう形で進んでいっておればですね、その資料も残ってくるわけでございますけども、今までの町のシステムといいますか、やり方というのが、事前に先に町長のほうにこういう事案がありますよという説明に行って、それから了解を得てから決裁を上げるというような形のシステムになっていたと思います。そのような中でですね、この問題を担当が伝えに行ったところ、それについては必要ないという答えが出て、そのまま置いておいたというような状況になっているところございまして、言われるようにその資料等も残っていないというのが現状でございます。

横田委員 一般会社だったらですね、担当者が起案をして決裁書をあげるっていうのが、それで責任の所在を明確にする、こういったことをされていると思うんですけども、今のシステムはどうなってます。前と同じですか。

町長 今はですね、今はそういう決裁等、事前に説明を私が受けた場合、こういう形で説明をしましたよという議事録をとって、それでみな決裁を押しして資

料として残しておりますので、今はそのようなことはございません。

横田委員 わかりました。

委員長 井上委員。

井上委員 今のお答えを聞かせていただいたんですけども、当時の課長の、それもですね、業務執行、国からの法律の件ですね、それも業務執行をしなかったというのは、ある意味、自分は怠慢のようにもとれるんですけども、言うてできなかった、できた関係なしに、しないといけなかったという事実はありますよね。町長がしなくてもいいという話があったとしても、しないといけない責務があったはずです。その責務はどのように考えておられるか、もう一度お聞かせ願えますか。

委員長 中西町長。

町長 担当の答弁の前にですね、今までの決裁のやり方とかいうのが、前町長が「だめだ」と言えば、それはそのまま止まってしまうような状況でございましたので、おそらく担当のほうも、おそらく教育長のほうにもその報告はしていると思いますけども、その中で決裁の関係等は進んでいかなかったというのが現状であるというふうに思います。

委員長 よろしいですか。 他にございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 私、知りたいのはね、組織上の問題やとか、それは前町長の時代いうんですか、時にある程度固まっていたことで、組織上の問題いうよりも、本当はどうやってんと、そういうことを知りたいんですわ。そやから前の総務委員会で前の副町長なり、前の教育長にお話聞かはったんかっていったら、いや、全然やってませんねんと、いうふうな返答やったと思うんです。そやからそれがわかって内部で調査したときに、なんで副町長やとか前々の教育長に聞き取りをされなかったのか、また原告本人にも聞き取りして当たり前やと思

うんですけどね、それもなされてなかったということで、私も町民の方も、実際はどうやってんと、どんなことが起こってんと、それを知りたいと思うんです。せやけど、この和解案の中にはそんなこと全然書いてませんわね。そやから未だにやぶの中、ハテナということですよわね。そやからこれ、いくとこまでいって、もう白黒つけたほうがいいの違うかなと私は思ってます。

委員長 よろしいですか。 他にございませんか。 伴委員。

伴委員 この2ページ目の和解内容、3ページ目の和解条項案、説明で読んでいただいて、してますねけど、そのあとに議案書に広報紙原稿案というのが私ら、これ、ついているんですが、和解条項案とか和解内容に広報紙に載せるような文章って載っているように見えませんねけど、そのあたりは、なぜ広報紙原稿案がついとるんですか。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時43分 再開)

委員長 再開いたします。
伴委員からの質疑に対して答弁をお願いします。
中西町長。

町 長 伴委員からの質問でございます。これにつきまして、一番当初、訴状をいただきました、その中では、この内容等について広報に記載してほしいという旨が記載されておりました、今回提出させていただきました、この和解案につきましては、この和解案の中には、その文言は入っておりませんが、一番初めの訴状を受けた中に広報に記載という文言が入っておりますので、この分についてはまた協議をしながらどういう形で記載していくかという話はしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

伴委員　　この和解条項案の2項に「原告は本件の請求をいずれも棄却する」と明記されております。まあ言えば、本件の請求を1項の条項1条の内容で、他の最初請求したことは棄却すると、やめると書いてあると、今の説明はちょっとずれるように思いますねんけど。これではまあ言うたら、他の最初求めたものを全部やめると書いてあります。

委員長　　暫時休憩いたします。

（ 午前10時45分 休憩 ）

（ 午前11時16分 再開 ）

委員長　　再開いたします。

先ほどの答弁を求めたいと思います。　中西町長。

町　長　　先ほどの伴委員の関係でございますけれども、すべてを放棄するというような形の文言が載っております。これにつきましては一番当初の訴状の中で、損害賠償の額も入っておりますし、また原告主張のほうですね「お詫び」というような形で記載しているわけでございますが、これは、今回協議をする中でですね、この分については全部棄却するというような形になっております。今出ております和解の分につきましては、この今、原告から言われていた内容と今度変わってきまして、原告自体も自分の責任というのを認めてやってきておりますんで、その中で新たにこの分については広報に記載してやっていくということになっておりますんで、ちょっとその辺理解していただきたい。

委員長　　暫時休憩いたします。

（ 午前11時17分 休憩 ）

（ 午前11時34分 再開 ）

委員長　　それでは再開いたします。

先ほど委員の中から、町の広報掲載案についてですね、原稿案について和解内容の項目としては入ってないと、議案としては不備ではないかという指摘がありました。町長のほうからですね、以前から原告と協議をする中で、町の広報に文書を掲載するというのは前提として進めてきているので、和解内容の項目には項目としてあがってないけども、それも含めて和解内容の議案として協議いただきたいということです。

この件については、この議案について不備だとするのか、そうか町長の言うように、広報掲載案も含めて議案とみなすのか、この点について委員さんお一人お一人ご意見お聞かせいただきたいと思うんです。

そしたら嶋田委員から。 嶋田委員。

嶋田委員

読ませていただいて、やっぱり僕は不備があると、私、行政書士やって各種書類作成やとかもあるけども、その場合にだいぶん気を遣って1から10まで考えることやなしに、1から15まで考えて10をつくると、そういふような作業をやっておりましたから、やっぱりこれ、弁護士さんがこれでええねんと、不備はないとおっしゃっても、私自身は不備と感じておりますんで、最終日までまだ時間もありますし、再度相談されて追加上程されたらいいのではないかなと思います。

委員長

横田委員。

横田委員

私は和解条項案の1行ですね、最終のところ、「遺憾の意を表する」ということが、広報紙原稿案を含むという理解で議事録に残してこのままやればいいかなというふうに思います。

委員長

井上委員。

井上委員

私はこのまま和解条項案を進めていけばいいと思います。今、でも嶋田委員がおっしゃるように、最終日ですかっていう話も、文書の訂正というのもひとつの方法だと思います。だから今日じゃなくても最終日に持ち越しで、その扱いで文章も改めていただいて、弁護士さんのほうはそれでもいいとお

っしゃっているみたいですが、確かに皆さんが読んでなかなか理解しにくい部分というのが明確に出てきましたので、今の委員会で、文書訂正等して最終日に。

委員長　　そうしますと、井上委員のご意見だと不備とみなして、今の段階では議案として認められないというご意見でよろしいでしょうか。それでもう1回検討してもらって、最終日までに取り下げて改めて上程していただくというご意見でよろしいですか。それとも、広報掲載原案についても含めて和解内容も含めて議案として認めて審議を続けると。どちら。

井上委員　　もうそれでいきます。

委員長　　もう1度、きちっと。

井上委員　　認めてこの議案で行くべきだと思います。

委員長　　伴委員。

伴委員　　最後の、暫時休憩中でしたが、結局26日という日が、もうどうしようもないんやというところが、正直言ってこれは私はちょっと納得しがたいところはあるんですが、審議を進めていただいて、結局対外的な、斑鳩町の名誉のために審議を進めていただいたらと思います。

またこの議案のこういうような場合に対してはまた議運等でいろいろ議論をさせていただきたいなど、このように思います。

委員長　　そうしましたら、いま、多数の委員さんから議案として認めて審議をしていけばというご意見をいただきましたので、総務常任委員会としては議案と認めてこのまま審議を継続するという形にしたいと思いますが、嶋田委員よろしいですか。

嶋田委員　　はい、結構です。

委員長

そうしましたら、引き続き審議を続けていきたいと思えます。
委員皆さんの質疑等ございませんか。
他にございませんか。よろしいですか。
審議終結してよろしいですか。 井上委員。

井上委員

再度、もう1度お聞かせください。今まで原告側と被告側という形ですね、斑鳩町と小城さんの弁護側と和解のほう、重ねてこられまして、町としては本当に望んでいるのが和解やと、それからひとつの話では住民さんへの説明がなかなかできないというような形の迷宮入りしてしまうような可能性の話も、言葉も出てきておりますけれども、私自身はですね、公費使いながら長引かさせて住民に何の利益もないと思うんです。それであれば和解っていう話をですね、双方が話をしてお互いが理解していただき、その答えを迷宮入りさせるのではなく、真摯にとらまえながら今後こういうことがないように、また組織づくりをしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。そしてまた町自身は、先ほど説明いただきましたけれども、そういふうに願っているのであれば、そういうふうに真摯にとらまえながらやっていただきますよう要望しておきます。

委員長

伴委員。

伴委員

確か裁判費用っていうのは、和解でも成功報酬が発生し、これで和解すれば費用がかからんような話も聞くんですが、決してそんなことはないはずでず。控訴すればまた別途かかってくるはずですが、結審するのと同じような感じで和解に対しても成功報酬が発生し、そこそこの金額を請求されるはずでず。だから費用というものに対して、非常にこだわりをあまり持つと、審議を間違うっていいですか、やはり町の名誉っていうものがここにかかるとるわけですから、それに対して皆さんどう考えはるか、私はそのように思えますね。ただ、和解費用に対しても費用かかるかどうかをちょっと教えてください。

委員長

安藤教委総務課長。

教委総務
課長

この時点で和解が成立した場合にはですね、約60万円の弁護士費用がかかるというふうに聞いております。

委員長

そうしましたら、他にございませんか。 井上委員。

井上委員

着手金のほうで64万円ほどかかっている、別に、和解でも60万円かかってくると。そうしたらですね、このまま継続して名誉のために、踏ん張って和解、それから裁判、計り知れないものがかかってくる可能性のほうが、可能性としては考えられる。そのことの、少ないからどうやとか多いからどうやとか、そういう斑鳩町の名誉、確かに斑鳩町の名誉、負けを認めるとか勝ちを認める、結果を出すものではなく、お互い双方話をされて和解されているわけですから、このまま進めていく方向でいけばいいとは思いますが、すみません、公費を使っていくということに自分は引っかかっているものもあるんです。住民さんが、この勝ちや負けやっていう話をどこまで望んでおられるか、自分たちの税金を使いながら裁判は行われると思うんですけども、住民さんがこうやったという結果をどこまで皆さんが求められているのかどうか、実際の事実もはっきりと出てきてない状態であってですね、これを見たら名誉棄損ですんで、本当に長引くような可能性があるとは自分は思っているんです。であれば、その期間、そんなん認められへん、認められへんってお互い双方、和解というのは双方が認め合って折れ合って話を進めていくものでありですね、そこで名誉のために納得できるところまでやるっていう話のときに、たぶん莫大な費用がかかってくるのではないかなと、それがまた公費であると、この公費という話は住民の税金を使ってそこまでする必要性があるのかどうかっていうのが私は疑問に思っております。

委員長

伴委員。

伴委員

回答求められて私が反対させてもらいますわ。あのですね、民事訴訟に関しては公費がかかるのをわかって訴えられて、こっちは被告ですねん、町は。原告であればおっしゃることはよくわかります。なぜ税金使つてと。だから結局原告の方は税がかかるのはわかって訴えておられるんですわ。元最高責

任者の方が税を使って、そして、それでも皆の税金が使われるのをわかってやっておられる。そしてやっぱり僕は、真実のいうものをやはりなしに、このまま終わらせてしまうということが果たして本当にいいのかっていうことになってきますわな。

委員長 井上委員。

井上委員 真実というのはあくまでも想定の実事は出てくるかもしれません。民事訴訟で、こうであったであろう、こうであったであろう、最後の答えが出てくるかもしれません。それは本当の実事かどうかという話はですね、これはあくまでも想定の実事であると自分は思います。それに対して費用ですか、向こう、原告側は費用かかることがわかりながら訴えておられるという話なんですけども、原告は和解を承諾しているわけで、和解を承諾して町のほうもそれを受け入れて、町のほうから申し立てたか、原告のほうから申し立てたかはちょっとわかりませんが、裁判所のほうから和解案が出てきて、町のほうも原告のほうも和解しようかという話になったわけです。それに対して和解をしてきた、一方的に言われた話を呑むということはないわけですよ、斑鳩町のほうも。であれば、特に長引かせる必要性は自分はないと思います。

委員長 すみません、議案に対する質疑等についてはお受けしたいと思うんですけども、それぞれのご意見を述べていただくのは、また討論等もございますので、そちらのほうでお願いしたいと思います。

他に、質疑ございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、これをもって、質疑を終結いたします。
取りまとめのため暫時休憩いたします。

(午前11時46分 休憩)

(午前11時46分 再開)

委員長

再開いたします。

本案については、討論の申し出があります。よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の委員の意見を求めます。

伴委員。

伴委員

この和解案について反対する立場で意見を述べさせていただきます。

名誉棄損で私ぱっと最初聞いた時に刑事事件かなと思いました。刑法230条に名誉棄損とございます。普通であれば、刑事と民事を並行して訴えられることが多いんです、名誉棄損というのは。それをそうされずに、刑事事件が抜かれているということは、ちゃんとした場合、先ほどから、証拠不十分、思いだけで訴えられてると、そういうような感じを私はいたしました。

その中でやはりひとつの問題となっている広報紙の原稿、これを要求されていると。非常に、前町長、先ほどちょっと議論になりましたが、税を使うってということもわかっている。その時の最高責任者やったと、その方が自分の在任中にもしそれを伝えて、知らなかったと、記者会見でおっしゃられたり、新聞記事でも見えますが、たとえそうであっても、責任がある立場の方やっと思います。その方があえて裁判に訴えられる。

今、日本の世の中、文化というものが言い訳とか、そういうようなことが非常に多く、自分の責任転嫁、そういうことを非常に感じてしまう時に、我が斑鳩町でこのようなことが行われてしまった、非常に本当に残念としか言いようがない思いで、この議案に対して、この和解案を数日でできるだけ収束さそうと、そういう思いで。ただ、三役も減給されて、できるだけこういうことがないようにされてきたんだと思います。その中でこういうことが行われてしまったと。減給された後に訴えてはったんと違いますかね、確か。そういうような順序から言っても非常に、このまま相手の広報に載せるといふふうなところまで要求を呑む、この和解に対しては、私は反対とさせていただきます。以上でございます。

委員長

次に、本案を可決することに賛成の委員の意見を求めます。
井上委員。

井上委員

賛成の立場から意見を述べさせていただきます。今回、和解内容に書かれてます斑鳩町立幼稚園の保育料の過徴収については、原告、当時の行政最高責任者と含めた組織の問題だと考えております。本件の本質をひも解きしますと、そもそも、斑鳩町教育委員会担当者がとるべき行政事務執行の怠慢から引き起こった事案でもあります。法令遵守すべき教育委員会が、原告である当時の行政最高責任者に責任転換をはかったものであると考えております。

原告の主張にもありましたとおり、発表・記者発表等をするならば当時の町長、教育長、必要があれば教育委員長にも再度当時の経緯を整理し、お互いに認識、確認をすべきであったと私は考えております。

町は今回の件を受け、法令遵守の徹底について職員同士で確認しあい、互いもう一度心に留め、職員全員一丸となって再発防止に向けた組織・現場環境づくりに取り組むと宣言されております。

中西町長の選挙公約でもある「新しい斑鳩町を創るために」と宣言されるならば、しっかりと今一度、今回の事案の本質を見極め、そして教訓とし、今回いち早く和解すべきであると考えるところであります。

私はこれ以上、時間をかけて引き伸ばすことは、町民にとって不利益であると言わざるを得ません。

よって町から提案されたとおり、今回提案された内容に対しまして賛成するものであります。早期に事態の収束を望むところであります。

委員長

これをもって、討論を終結いたします。 中西町長。

町 長

今、井上委員の賛成のご意見をいただきました。ありがたく思っているところでございますけれども、その言葉の中で、職員の事務怠慢という言葉がございました。これは決してそういうことではございませんので、その言葉だけの文言の削除だけはお願ひしたいと思います。

委員長

これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。
本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

委員長

賛成少数であります。

よって、議案第58号については、当委員会として、賛成少数で否決とすべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

(午前11時52分 休憩)

(小城委員 着席)

(午前11時53分 再開)

委員長

再開します。

次に、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事

それでは、2. 継続審査(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、報告させていただきます。

はじめに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

前回の当総務常任委員会でご報告いたしました10月12日から史跡整備完了1周年を記念して開催いたします秋季特別展「中宮寺跡を掘る―聖徳太子ゆかりの尼寺の全貌―」の関連行事として開催する歴史講演会に加えまして、展示に関連した内容や整備の内容について現地にて説明いたします「史跡中宮寺跡探検ツアー」と題しました現地説明会を、10月9日に開催してまいりたいと考えております。

次に、これも前回の当総務常任委員会でご報告させていただきました8月19日より奈良大学と共同で進めておりました龍田3丁目に所在します神代古墳の測量調査につきましては、北五番町自治会および周辺住民のご協力を

得まして、8月27日をもって調査を無事に完了しております。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告であります。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 斑鳩町コミュニティバスの王寺駅乗入れ案について、理事者の報告を求めます。本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長

それでは各課報告事項の(1)斑鳩町コミュニティバスの王寺駅乗入れ案について、ご報告をさせていただきます。先ほどの補正予算のところでもご答弁させていただいておりますので、一定、重複するかとは思いますが、先の一般質問においてお尋ねをいただいております、本年4月からのコミュニティバス再編後の利用状況等について、はじめにご報告させていただきます。

本町コミュニティバスにつきましては、本年4月より、バスの運行台数を2台から1台に、また1日8便から1日4便に減便をいたしますとともに、高齢者の方の運賃無料化、また笠町・王寺駅乗継券の発行等の再編を行っているところでございます。再編後の4月から直近8月までの利用状況について改めてご報告をいたします。再編後の本年4月から8月までの5か月間の利用者数は、合計で10,189人となっており、昨年度の同時期と比較をいたしますと1,880人、15.6パーセントの減、1日あたりにいたしますと、12.3人の減となっております。減便等がございましたことから、1便あたりの平均利用者数で比較をいたしますと、今年度は16.6人となっており、昨年度の1便当り9.9人と比較をいたしまして6.7人、67.

7パーセントの増と、このようになっております。続いて、笠町から王寺駅への乗継ぎ助成事業の利用状況でございます。4月から8月までの5か月間で、合計561枚、月平均112枚の利用となっております。笠町バス停の降車人数が1,037人ですので、約54%の方が乗継ぎ助成券を利用されている、このような状況となっております。

最後に、高齢者の方の「外出支援タクシー助成券」でございます。8月末現在で交付枚数は32,410枚、利用枚数が3,310枚で、利用率は、10.2パーセント、このような状況となっております。

続きまして、去る8月23日の総務常任委員会においてご報告をさせていただきました「斑鳩町コミュニティバスの王寺駅乗入れ(案)」につきまして、同月30日に開催をいたしました第16回斑鳩町地域公共交通会議における審議の結果等についてご報告をいたします。

8月23日の本委員会では、王寺駅への乗入れ案について、第1案に基づき進めていくことで取りまとめをしていただきましたが、あわせまして、すこやか斑鳩・スポーツセンター、中央体育館敷地内の交通安全対策として、終日、車両の進入を禁止する旨の報告をさせていただいており、そのことに伴う新しい運行ルート案もあわせて、8月30日の次回地域公共交通会議においてお示しをさせていただく旨、ご報告をさせていただいております。

このことから、そのことも踏まえまして新しい運行ルート、また運行ダイヤ案等を、8月30日の地域公共交通会議にお示しをいたしまして、道路運送法の規定によります「斑鳩町コミュニティバス実証運行計画の変更等について協議が調っていることの証明書」について、ご審議をいただいたところでございます。会議では、王寺駅への乗入れについて、奈良県タクシー協会のほうから、既存の地域公共交通への影響なども鑑み、各交通機関との合意形成をはかるための今後の協議の進め方についてのご意見等を賜りましたが、本日、資料としてお示しをしております協議書(案)等について、地域公共交通会議として承認をされたところでございます。

以上が、8月30日の地域公共交通会議のご報告でございます。

それでは、本日、資料1-1から1-4ということで4つお配りをしております、そのうちの資料1-1、道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書(案)をお願いいたし

ます。本資料について、ご説明をいたします。まず、1. 協議が調っている路線、及び4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件については現行と変更がございません。次に、2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間でございます。恐れ入ります、資料1-2の別紙、斑鳩町コミュニティバス変更路線図(案)をお願いいたします。すこやか斑鳩・スポーツセンター、中央体育館の敷地内への車両の進入を禁止することに伴いまして、現行ルートである資料の青色のラインでお示しをした部分、国道25号からすこやか斑鳩・スポーツセンターへの敷地内を通りまして、南北の町道404号線等を通り、町道401号線、通称、服部道までの運行経路につきまして赤色のラインでお示しをしております町道4014号線・法隆寺線に変更をし、中央体育館と服部の停留所を廃止し、町道4014号線・法隆寺線上に、新たに小吉田東として停留所を設置してまいりたい、このように考えております。

資料1-1にお戻りいただきたいと思っております。続きまして3. 協議が調っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法でございます。(1)運賃の種類及び額につきましては現行通りとさせていただきます。(2)適用方法は、現行の運行方法からの変更点を整理したものでございます。その内容として、1つ目は、当該路線に「王寺駅」の停留所を追加いたします。次に、2つ目といたしまして、「中央体育館」及び「服部」の停留所を廃止し、新たに「小吉田東」の停留所を新設いたします。3つ目として、「中央体育館」から「服部」の区間を運行休止区間とすることに加えまして、新設する「小吉田東」から「斑鳩町役場」の区間を運行新設区間として設定をさせていただきます。次に、4つ目として、新路線図に運行ダイヤ、後程、説明をいたします別紙時刻表、運行ダイヤ案でございますけれども、こちらを適用するものでございます。最後に、5つ目といたしまして、奈良交通株式会社の「笠町」から「王寺駅」までの競合する区間について、同社が設定している定期旅客運賃について、乗降者数分を町が別途負担いたします。以上がその内容となっております。

恐れ入ります、資料1-3、斑鳩町コミュニティバス運行ダイヤ(変更案)をお願いいたします。新路線図に伴います運行ダイヤについて、前回と同じく、左に現行ダイヤ、右に新ダイヤ(変更案)を比較・整理させていただ

ております。

はじめに、第1便でございます。現行ダイヤでは、1. 斑鳩町役場前となっております出発地点について、新ダイヤ案では、公共施設の開館時間を勘案いたしまして、右時刻表の同じく赤枠の囲みのおり、25. 法隆寺前を出発地点とし、22. 西里までの区間について、1. 斑鳩町役場前より先に運行することとしております。次に、王寺駅への乗入れに伴いまして、13. 笠町から14. 昭和町の停留所間に、新ダイヤ案、黄色の網掛けをさせていただいております、王寺駅の停留所を設けてまいります。また、すこやか斑鳩・スポーツセンター、中央体育館の敷地内の車両の進入を禁止することに伴いまして、20. 服部と21. 中央体育館の停留所を廃止をさせていただき、19. 小吉田から1. 斑鳩町役場前間に新ダイヤ案のオレンジ色で網掛けをしております、小吉田東の停留所を新設をしております。

次に公共施設の開館時間への発着の影響でございます。青色の網掛けをしております16. 西老人憩の家は、開館7分前の8時53分、桃色で網掛けをしております43. ふれあい交流センターにつきましては、開館13分前の9時47分の発車時刻となっております。前回、8月23日の本委員会でお示しをいたしました運行ダイヤの変更案では、西老人憩の家の開館時間でございます午前9時にあわせた編成を基本としておりましたけれども、各公共施設の運営状況やバスの運行状況等を踏まえまして引き続き検討いたしまして、第4便目（Bコース）、資料2枚目の右側でございます、緑色で網掛けをしております、38. 東老人憩の家の閉館時間でございます17時に間に合うようにダイヤ編成について、見直しをさせていただいております。

8月30日の地域公共交通会議においても、本ダイヤ変更案により審議いただいておりますので、ご了承賜りますようお願い致します。

次に、出発時刻及び運行時間についてでございます。第1便、Aコースにつきましては現行より36分早い8時01分を発車時刻としております。運行時間は14分増の1時間41分から1時間55分の14分の増となっております。第2便目、Bコースでございます。発車時刻は現行より22分早い10時26分、運行時間は11分の増、1時間42分から1時間53分となっております。資料の2枚目をお願いいたします。第3便目でございます。発車時刻は現行より16分早い13時14分、運行時間は1時間41分から

1時間52分の11分の増となっております。最後に、第4便目の発車時刻は現行より6分遅い15時47分、運行時間は同じく11分の増、1時間42分から1時間53分となっております。

以上が、王寺駅への乗入れ及びすこやか斑鳩・スポーツセンター、中央体育館の敷地内に車両の進入を禁止することに伴います運行ダイヤの変更案であります。

資料1-1にお戻りいただきたいと思っております。次に、5. 適用する期間でございます。適用する期間につきましては、奈良交通の路線バスと同じく例年3月に予定をされておりますJRや近鉄のダイヤ改正も視野に入れながら、遅くとも令和2年4月1日で適用してまいりたいと考えており、今回の補正予算におきましては、令和2年3月に適用する予定でお願いしておりますので、ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。こちらにつきましては、今後引き続いて検討し、決定をしてまいりたい、このように考えております。

以上が、「斑鳩町コミュニティバス実証運行計画の変更に伴います道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書(案)」についての説明とさせていただきます。

次に、資料1-4をお願いいたします。王寺駅への町コミュニティバスの乗入れにあたりましては、これまで、王寺町との協議を進めてまいりましたが、8月28日付けで王寺駅への乗り入れについて条件を付して容認いただく旨の回答書(案)を担当部長様名で提出をいただいております。付されている条件等の内容につきまして、読み上げをさせていただきます。

斑鳩町コミュニティバスの王寺駅への乗り入れについて、標記の件については、下記の条件を付して乗り入れを容認することとします。1. 王寺駅北駅前広場内における「斑鳩町コミュニティバスへの駐停車する場所」については、王寺町が指定し、指定する場所以外には如何なる場合であっても駐停車しないこと。2. 斑鳩町コミュニティバス事業の運行計画以外の時間(特に朝夕のピーク時)については、王寺駅北駅前広場への乗入れを行わないこと。また空欄となっている乗入れの時間については、先程の資料3の第1便目の8時40分、第2便目の10時48分、第3便目13時44分、第4便目16時9分を現時点においては予定をしているところでございます。3として、毎年、斑鳩町コミュニティバスの運行計画を王寺町へ提出すること。

4として、運行計画が変更となる場合は、事前に王寺町へ協議を行い、変更運行計画を王寺町へ提出すること。5として、斑鳩町コミュニティバス事業における、相談・苦情・問合せ・トラブル等については斑鳩町が責任をもって対処すること。6として、王寺町が関係する催し物等を、王寺駅北駅前広場周辺、広場を含みます、で実施する際には、乗入れ条件に関わらず王寺町からの申し出のとおりに対応等を行うこと。7として、年に数回の事業検証を実施し、その検証の中で事業の「見直し」を必須化し、事業検証結果を王寺町へ報告すること。上記の内容で、斑鳩町コミュニティバスの運行詳細が決定した後に、王寺町から正式に回答するという事で8月28日付で王寺町地域整備部長名で文書をいただいているところでございます。以上となっております。

以上が本日の報告の内容でございますが、本日、当委員会でご審議をいただきました結果を踏まえまして、引き続き関係機関との協議等を行ってまいりますとともに、11月頃を予定しております次回の地域公共交通会議において、王寺駅乗入れ案等に係る協議内容についてご承認をいただき、王寺駅乗入れ案等に係ります変更内容について運輸局へ申請をさせていただきたい、このような予定で考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
伴委員。

伴委員 1-4の王寺町との内容、1番から7番、読んでいただいて聞いてて、正直言うて、私ら王寺で買い物をしたり、お医者さんに行かれる方もおられます。そのまま電車乗って、また帰ってきて王寺、結構まあ言えば経済的にも王寺町の、寄与させていただいている部分というのがあると思うんです。

それを思う立場からこの文章を見ますと、ちーっとまあ言えば向こうの言うてはることが耳障りな、よくない、はっきり言って。特に1例をあげれば相談・苦情・トラブルについて、斑鳩町が責任をもつ、それはものによりますわ、ものが逆に王寺町にある場合もあるかもわかりません。それまで事業における、になったとしても、共々という部分も、私ら同じ隣同士の町で仲

良うやっていかなあかんという視点から考えたら、ちーつとなんか耳障り悪いように思いますねけど、その辺どう思われているかお聞きします。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長 王寺町の担当課さんのほうと協議をこれまでさせていただいております。まず冒頭、王寺町の担当課さんのほうから申されたのが、まず王寺駅の北口のいわゆる混雑状況、これがまず第一にあると、マイカー、送迎用といえますか、マイカーの流入を含めて非常に王寺町としても懸案事項として抱えているという中で、町長の公約でもございます、王寺駅の乗り入れということで協議を進めさせていただいております。具体、こういった形で条件を付されているところではございますけれども、当然、伴委員もおっしゃっていただいておりますように、隣町での話でございます、当然王寺町の方がご利用されることもございます、斑鳩町の方がそちらに行くことによってお金を落とすといえますか、というようなこともございます。当町が進めております広域観光等も含めて、いろんなメリットが今後出てくるかな、このように思っておりますので、しっかりとこういう条件が付されたからということで構えることなく、こちらもちっと情報の提供もさせていただいて、向こうのおっしゃっていただいていることも十分聞きながら、それぞれ深く課題、問題について情報共有、確認もしながら進めていきたいな、円滑に事業ができますよう進めていきたいなと、このように思っております。

伴委員 今、そない聞いて、この文書だけと違うていろいろな形でこちら側の意向も話していきたいというのもわかりました。まずスタートしていただくことが一番やと思うんですが、やはり停留の場所であったりも、同じ場所でなく、もっとどっかで創設でけへんかとかいうことによって、混雑とか、そういうのもなくやれることもあるのかもわかりません。非常にその辺いろいろ相談していただいて、絶対に北口にこだわらなあかんものがあるのか、南口のほうがバスの停留所も多いですし、そっちのほうの可能性はあるんやったら、そういうことも考えていただいて、利便のええように考えていただければと私のほうは提案させていただきます。以上です。結構です。

委員長 他にございませんか。 小城委員。

小城委員 資料1-4の2番のところなんですが、王寺町さんがおっしゃっている朝夕のピーク時間には今、計画の時間は入らないのかということと、2点目としまして、1-4の6番ですね、王寺町が関係する催し物、今、現状わかっている日等があれば教えていただけたらと思います。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 まず1つ目のご質問でございます。当町のダイヤ案が王寺町さんのおっしゃられているピーク時間にかぶらないのかというところでございます。こちらにつきましては、王寺町さんのほうでも現場を確認をいただいておりますので、大丈夫であろうというところの確認は、当町も見には行っているんですけど、王寺町さんのほうからも私どもが予定しておる時間に現場に赴いていただいて、確認もいただいておりますので、大丈夫だということで確認をいただいております。

2番目のご質問でございます。イベント等というところでございますけれども、具体、いつにということはお伺いはしておりませんが、いわゆる今思っております斑鳩町のコミュニティバスの停留場所が夜行高速バス、王寺駅北口の夜行高速バスのところ、昼間は停まりませんのでそこを予定をしております。王寺町さんのイベントの際に、その部分にシャトルバス等が停まることありますということでの確認はしておりますので、もしそういったことがありましたら、先ほど答弁もさせていただきましたけれども、充分王寺町さんと調整をさせていただいて、そこが支障のないように進めたいなと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 1-4なんですけれども、安堵のコミバス、JR法隆寺駅に乗り入れてますな。それ安堵町とはこういうふうなんは交わしておられるんですか。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長 安堵町のコミバスの法隆寺駅乗り入れの関係につきましては、道路運送法上、斑鳩町の方に地域公共交通会議がございますので、そのほうで承認をさせていただいて、認めているというところがございます。今回、王寺町さんのほうに直接町長のほうから承認をいただくという形にとっておりますのは、王寺町に地域公共交通会議がないという状態がございまして、運輸支局と協議をする中で、こういった形で進めていきたいと思います。このようになったところがございますので、その点ご理解よろしく願いいたします。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2) 幼児教育・保育の無償化に係る町立幼稚園の給食費について、理事者の報告を求めます。 安藤教委総務課長。

教委総務
課長 それでは、各課報告事項(2) 幼児教育・保育無償化に伴う町立幼稚園の給食費について、ご説明をいたします。資料2をご覧ください。

先の総務常任委員会におきまして、幼児教育・保育の無償化に伴う低所得者等に対する副食費の補助についてご説明をさせていただきました。この副食費の補助については食材料費を対象にしており、業者から調理済みの食材や弁当を購入している、いわゆる外部搬入している幼稚園の給食におきましても、調理洗浄業務等の人件費と食材料費を区分するよう、その取扱いが示されたところがございます。また、町立幼稚園においては、その人件費相当額は公費で負担することとなっております。

まず、幼稚園の給食でございますが、弁当給食や食材のみの購入、あるいは家庭から弁当を持参するなど、様々な形態で実施をされているところがございます。本町におきましては、以前は、保護者が弁当給食を希望されたことから、業者から弁当給食を購入して園児に提供しておりました。

現在では、温かいものが食べられるよう調理済みの食材を業者から購入し、現場で湯煎を行って配膳して提供をしております。

今般、先に申し上げました無償化に伴い、その取扱いが示されましたので、外部搬入している町立幼稚園の給食におきまして、低所得者等に対する副食費のうち食材料費の補助と、全ての利用者の給食費のうち調理洗浄業務にかかっている費用を公費負担しようとするものでございます。なお、新制度に移行していない法隆寺幼稚園等につきましては、低所得者等に対する副食費の補助のみとなります。

お手元の資料には、その概要を記載しております。資料の左側に、現在の町立幼稚園の給食費について、右側には10月からの給食費について表示をしております。現在は、副食費が3,024円、主食費が2,080円、保護者負担は5,104円となっております。これには調理洗浄業務の費用と食材料費を合わせた額というふうになっております。そして、10月からは調理洗浄業務の費用と食材料費を区分し、調理洗浄業務にかかる費用は公費負担し、食材料費のみを保護者負担いただくものでございます。このことによりまして、A保護者負担は3,568円であります。1食30円の給食補助金がございますので、C保護者実負担は3,088円になるものでございます。また、年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降の園児については、副食費の食材料費に対して補助がありますので、D保護者実負担は976円になると見込んでおります。なお、これらの価格は水曜日を除く週4回、1月16回の給食を実施した場合であり、また食材価格の変動等は含んでおりません。現状での比較ということでご理解をお願いいたします。

なお、この公費負担に伴います本年10月から来年3月までの6か月間の見込みにつきましては、約100万円を見込んでいるところでございます。本議会に上程しております一般会計補正予算に計上させていただいているところでございます。

以上、各課報告事項(2)幼児教育・保育無償化に伴う町立幼稚園の給食費についてのご説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
小城委員。

小城委員 これにかかわる事項で該当者等に案内等というか、変わるかとかっていうのは、周知というのにはされているんですか。

委員長 安藤教委総務課長。

教委総務課長 最終日以降に、各幼稚園の保護者宛に個人通知をしてまいりたいというふうに考えております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(3)斑鳩町プレミアム付商品券発行事業について、理事者の報告を求めます。本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 それでは(3)斑鳩町プレミアム付商品券発行事業について、ご報告をさせていただきます。

本事業は、本年10月に予定されております消費税・地方消費税の引き上げに伴いまして、低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響の緩和、また、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者及び子育て世帯の世帯主にプレミアム付き商品券を販売するもので、本年6月の本委員会におきまして、その概要等についてご報告をさせていただいたところです。この間、8月9日に税務課より低所得者分の対象者と思われる町民税が非課税の方への通知を行い、また翌週の8月13日(火)から、福祉子ども課において申請の受付を開始しております。申請が不要となっております子育て世帯分も合わせまして、9月11日(水)から、順次、商品券の購入引換券、こちらの発送をさせていただいているところでございます。

本日の委員会では、前回の委員会で予定とさせていただいておりました商品券の販売及び利用等に関する具体的な日程等について、ご報告をさせていただきます。本日、お配りをしております資料3をお願いいたします。はじ

めに、販売期間及び有効期間でございます。対象者の方に商品券を購入いただける販売期間、また購入された商品券をご使用いただける有効期間とも、本年、令和元年10月1日（火）から来年、令和2年2月20日（木）までとさせていただきます。次に、販売場所と販売時間でございます。販売場所は、南都銀行法隆寺支店及び南都銀行法隆寺駅前出張所、販売時間は、土・日・祝日、年末年始を除きます午前9時から午後3時までとさせていただきます。次に、土曜日、日曜日の販売について、10月5日と11月2日の土曜日、また、10月20日と12月1日の日曜日において、午前9時から午後6時、町役場において販売をさせていただくこととしております。続いて、商品券取扱店舗でございます。町内の取扱店115店舗となっております。この間、取扱いいただける町内の店舗を募集をいたしまして、115店舗から申し込みをいただいております。最後に、商品券の購入方法等について、まず商品券の額面及び購入価格でございます。商品券は1冊あたり5千円分、ご利用いただきやすいよう500円の10枚綴りとし、4千円でご購入をいただきます。プレミアム率は25パーセントとなっております。また、商品券購入限度額は、お送りしております購入引換券1枚につき、最大5冊、2万5千円分まで、また、ご購入いただきやすいよう1冊ごとに分割でご購入いただくことも可能とさせていただいております。

以上、斑鳩町プレミアム付商品券発行事業について、商品券の販売及び利用等に関するご報告とさせていただきます。なお、本事業につきましては、福祉子ども課とまちづくり政策課を中心に事業の実施を進めておるところでございます。先の厚生常任委員会におきまして、福祉子ども課より当報告をされているところでございます。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

（ な し ）

委員長

次に、（4）町民プールの利用状況について、理事者の報告を求めます。
栗本生涯学習課長。

それでは生涯学習課から、令和元年度の町民プールの利用状況がまとまりましたので、資料4をもとにご報告をさせていただきます。

今年度におきましても、7月1日（月曜日）から8月31日（土曜日）までの62日間、事故もなく、熱中症またはそれを疑うような症状で医務室に来られる利用者もなく、無事に終了できましたことを、まずはご報告をさせていただきます。

次に、今年度の利用状況についてであります。資料の1ページに記載をしておりますが、今年度は大人、子ども合わせまして5,290人の方にご利用いただいたところでございます。資料2ページの上段に過去5年間の利用者の推移をお示しをしておりますが、今年度は前年度と比較をいたしまして1,167人減少しているところで、ここ5年間の状況をみましても少ない利用状況となっております。その原因につきましては、今年度の梅雨明けは7月下旬と遅く、また梅雨の期間中はもとより、梅雨明け後も天候が不順な日が例年より多かったこと。さらに7月1日の開設日が月曜日であったことも影響をいたしまして、利用者が減少したものと分析しているところでございます。昨年、平成30年度も前年度と比較をいたしまして利用者数が減少し、その際、猛暑の影響で屋外レジャーを控えられたことが減少の主な要因と説明をさせていただいたところでもあります。現時点におきましては、昨年、今年と天候による影響が利用者減少の最も大きな要因と考えてはおりますが、ここ2年、減少傾向が続いていることもございまして、天候以外に何か利用者減少の要因は考えられないか、分析する必要があると考えているところで、現在、参考とするため、他市町村の利用状況なども資料収集を進めているところであります。また、その結果や今後の対策等が必要な場合には、当委員会にもご相談、ご報告を申しあげてまいりたいと考えているところでございます。次に、入場料収入や運営・維持管理費の状況でございますが、資料の2ページから3ページにかけましてお示しをしておりますので、後ほどご覧いただければというふうに考えております。

最後に、4ページ下段でお示しをしております町民プールの無料開放事業の状況でございます。今年度におきましても、町民の方に水に親しんでいただく機会を提供し、スポーツ施設の利用促進と心身の健全な発達に寄与することを目的に開設期間中3日間無料開放日を設けましたが、3日間の利用者

数は562人と、前年度と比較をいたしまして118人の減少となっております。特に無料開放の3日目につきましては、秋雨前線の影響で天候が悪く、21人の利用にとどまったことが利用人数に影響したところでございます。昨年も無料開放3日目につきましては、台風の影響で利用が伸びなかったことから、今後、この事業を継続していく場合には、無料開放日の設定につきまして、一考する必要があると考えているところでございます。

以上、令和元年度の町民プール利用状況の報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
伴委員。

伴委員 これ見せていただきますと、収入が、利用料が90万ほどで、そして修繕を含めた費用が850万というような形になっている。ちょっと前、私、7月の頭のほう、20日までの運営を検討されたらどうですかという話をさせていただいておりましたが、今年の7月1日から10日まで、また10日から20日までの入場者の数、また1日あたりの平均値、このあたりがすぐ出るようであれば、教えてください。

委員長 栗本生涯学習課長。

生涯学習課長 まず町民プール、以前は7月10日に開設をしておりましたので、7月1日から9日間の利用状況を把握をしておりますので報告をさせていただきます。7月1日から9日間の利用者は326人、9日間平均いたしますと、1日あたり36.2人、土日を除きますと、1日あたり5.6人というふうな利用状況になっております。また、7月1日から20日までの夏休みまでの利用状況の推移でございますが、今年度は1,054人の利用者がございました。20日間の平均で1日あたり52.7人、土日を除きますと1日あたり31.7人の利用となっているところでございます。

伴委員 特にこれ今聞きますと、前半の10日ほどは非常にしんどい、その曜日の形、スタート、1日が何曜日になってくるかということも年によってあるか

わからん、全体的にも減ってきている中で、特に運営等を考えていくと非常に厳しい数字があるんで、今後やっぱりそのあたりいろんな形で検討をしていっていただきたい。ちょっとこれ教育長、どう思われますか。

委員長

山本教育長。

教育長

今の委員のご質問にお答えしたいと思います。町民プールにつきましては、昭和53年の開設以来、途中、幼児用プールのリニューアルでありましたり、また管理棟の耐震補強、また設備の計画的な補修などを行いながら今日まで運営を続けてまいりました。海のない奈良県におきまして、近場で水に親しむことができる施設としまして、本当に小学生を中心とした子どもたち、また家族の憩いの場として本当に寄与させてもらっているところでございます。

ところが先ほど課長のほうの説明にもございましたように、ここ2年間、猛暑あるいは天候不順によりまして、利用者数が激減している現状にもございます。その事由につきまして、これも課長のほうからありましたように、天候不順等があらうかと思うわけなんですけども、それ以外に、設備以外でアイデア等駆使することによって、入場者数を増やすことができるのではないのか、いわゆる近隣で見られますような、子どもたちが喜ぶスライダーなどを設備を設けることによって人数が増えている地域もあるわけなんですけども、そうではなくて、本当に子どもたちが家族と一緒に喜んでいただけるような知恵を職員と出し合いながら、いろんな仕掛けを講じてまいりたいと、そのようにも思っているところでございます。

また、深刻な問題であります年々高騰する運営維持費につきましても、運営方法など本当に再度検討させていただいて、経費の節減、削減等にも努めてまいりたい。以前、町民プールは多くの子どもたちで大賑わいしたという、時期があるとお聞きしております。そういった施設となりますよう努力してまいりたい、そのように思っているところでございます。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

他に理事者側から報告しておくことはございますか。
本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長

まちづくり政策課のほうから2点報告がございます。

まず1点目が斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に係ります施設の
開業予定等について、ということでご報告をさせていただきます。

本事業につきましては、昨年、平成30年12月12日に、株式会社呉竹
荘と基本協定を締結をいたしまして、協定締結1年6か月後の来年、令和2
年6月までにマルシェ及びレストラン、またその翌年の2021年、令和3
年の春頃までに宿泊施設を開業する予定と、このようにされておったところ
でございます。今般、呉竹荘より、ひとつとして、マルシェ・レストラン棟
とホテル棟の工期をずらして建設することにより、工事期間が長期間に及ぶ
ことになる。このことにより、工事期間中における地元近隣への配慮等から、
工事期間を短縮するため、またひとつとして、ホテル棟の建築工事がされて
いる中で、マルシェ・レストランの運営をすることによる安全面の問題等が
あり、当初の予定を見直しをされ、マルシェ・レストランまた併せて宿泊施
設を同時オープンすることとし、その開業時期については来年、令和2年の
12月を目途としたい、このような協議があったところでございます。町と
いたしましても、工事期間中の近隣住民への配慮、また一部の営業すること
による来場者の安全確保等の関係から見直しをされたものであること、また
マルシェ・レストランの開業は、当初の予定より遅れることとはなりますけ
れども、ホテルの開業については前倒しをされることで、施設全体の開業時
期としては、当初の予定よりも3か月程度早まるものでございます。そのこ
とにより令和3年、2021年2月の聖徳太子1400年御遠忌までに開業
されることとなるものでありますことから、当該見直しをされた内容により
進めていただくこと、このようにしたものでございます。

なお、現在、同時オープンに変更したことに伴います設計や工程の見直し
等をされており、工事着手に向けて準備を進められておるといふふうに伺っ
ているところでございます。

このことに関しまして、工事着工の遅れによる土地賃貸料の減額の関係に
ついてでございます。本年3月の本委員会でご報告をさせていただいており

ましたが、当該土地の事業用定期借地にかかる賃貸料の減額について、工事期間中において、工事手法等の関係から駐車場の面積を半分程度にする必要があり、そのことに伴って駐車場収入が減少すること等の理由から、呉竹荘より減額について申し出があったものでございまして、従来の工事着工予定であります本年8月から、募集要項に定める施設の営業開始努力時期でございます来年、令和2年6月までの11か月の期間について、土地賃貸料の50パーセント相当額を減額することとしたものでございます。また平成31年3月29日付けで締結をいたしました事業用定期借地権等設定契約書におきまして、工事着工予定である平成31年8月1日の着工が遅延した場合には、1日あたりの遅延につき日額金28,348円、こちらは年間賃貸料2,075万1千円の日額の50パーセント相当額となりますけれども、この金額を加算することとしておりまして、8月1日以降、工事着工の遅れる期間相当の賃貸料については、減額しない旨を規定をしているところでございます。つきましては、土地賃貸料について、当該契約の内容に基づいて加算額を付してお支払いをいただくことで呉竹荘と協議が整っておりますので、併せてご報告をいたします。

以上、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に係る施設の開業予定等についてのご報告といたします。

続きまして2つ目、世界文化遺産活性化事業等にかかる東京・斑鳩リレーセミナーの実施についてでございます。

世界文化遺産活性化事業につきましては、法隆寺・斑鳩町・斑鳩町教育委員会・斑鳩町文化振興財団で構成をいたします「世界文化遺産」地域連携会議・斑鳩プロジェクトチームが主体となりまして、文化庁の補助金を活用し、法隆寺・法起寺をはじめ、斑鳩の里のPRを進めているものでございます。

東京・斑鳩リレーセミナーにつきましては、平成31年度の事業のひとつとして、2月の本委員会においてご報告をさせていただいておりましたが、世界文化遺産登録25周年を迎えた「法隆寺地域の仏教建造物」に関して、東京と斑鳩において有識者によるセミナーをリレー形式で開催いたしまして、聖徳太子の聖地・斑鳩の魅力をじっくりと伝えることにより、斑鳩への来訪を促し、地域振興、観光・産業振興等につなげるというものでございます。

その日程等についてご報告をさせていただきます。まず、東京でのセミナ

一につきましては、11月10日（日）午後1時から、東京都千代田区立日比谷図書情報館において、第1部を法隆寺、大野玄妙管長の講演、第2部として、（株）小学館 雑誌サライの三宅編集長と当町、山本教育長による対談、またあわせて斑鳩ブランド等の販売を予定をしております。また、年明け、令和2年2月の斑鳩でのセミナーにつきましては、2月22日（土）同じく午後1時から、いかるがホールにおいて、鶴工舎 宮大工の小川三夫棟梁と生涯学習課平田参事による対談等を予定をしております、法隆寺とその周辺の寺社やその歴史、聖徳太子1400年御遠忌について、初心者にもわかりやすく斑鳩の魅力を紹介してまいりたいと考えております。現在、開催に向けた調整等を行っているところでございます。

以上、世界文化遺産活性化事業に係ります東京・斑鳩リレーセミナーの実施についての報告といたします。どうぞよろしく願いいたします。

委員長 福居財政課長。

財政課長 財政課から町有地の売払いについて、ご報告申しあげます。

3月の本委員会でご報告いたしました、遊休地となっている追手団地跡地の売却処分についてであります。本物件は、消防コミュニティセンターの南西約100メートルに所在する、龍田南5丁目地内の公簿面積1,383平方メートル、約420坪の町有地であります。過去2回の一般競争入札と3回の公募先着順売却において、段階的に予定価格を引き下げて処分を試みておりましたが、申込者が無く、公募による売却が困難と判断いたしまして、一旦、売却を保留していたものでございます。

本物件につきましては、不動産関係者から購入したい旨の申し出があり、売却に向けて、条件交渉を行っていく旨のご報告をさせていただいたところではありますが、この方と今月の3日に、売買契約の締結にいたりまして、処分できる見込みとなりました。売却金額につきましては1,810万円であり、一般公募売却の最終の予定価格である1,736万円を74万円上回る価格となっております。今後、売却代金の入金確認後に、所有権移転等の手続きをすすめる予定となっておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、町有地の売払いにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。
次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しています申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

次に、先進地視察についてですが、「史跡公園の管理と活用について」をテーマに、東広島市・米子市を視察先に選ばせていただきました。視察日は、11月5日(火)・6日(水)に実施したいと考えております。

ただいま申しあげましたように、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配布しております先進地視察計画書のとおり先進地視察を

実施したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、先進地視察計画書について、手続きをとっていただきますよう、お取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後 1 2 時 4 5 分 閉会)